標題

定期的検査の繰り上げ実施について

ClassNK テクニカル インフォメーション

No. TEC-1136 発行日 2017年11月21日

各位

先般のバラスト水管理条約の発効に伴い、IOPP 証書及び/又は BWM 証書(一部の旗国政府発行)が「検査と証書の調和システム(HSSC)」から分離しているケースがあります。

この場合、分離した IOPP 証書及び/又は BWM 証書の Survey Window が、SC 証書等のその他の 条約証書の Survey Window と充分重複していないこともあり、年 2 回の定期的検査の手配が必要に なるケースが発生しています。

上記のような負担(年 2 回の定期的検査の手配)を軽減するための 1 つの方法として、定期的検査 (年次検査又は中間検査)を Survey Window 外で繰り上げて実施し、検査基準日を変更するという手法があります。検査基準日の変更により、Survey Window の重複期間が拡大し、年 1 回の定期的検査の手配を可能又は容易にするものです。

下図は、HSSC から分離した IOPP 証書/BWM 証書の Survey Window と、SC 証書等のその他の条約証書の Survey Window が、ほとんど重複していない場合において、定期的検査(年次検査)を繰り上げて実施し、検査基準日を変更したケーススタディです。

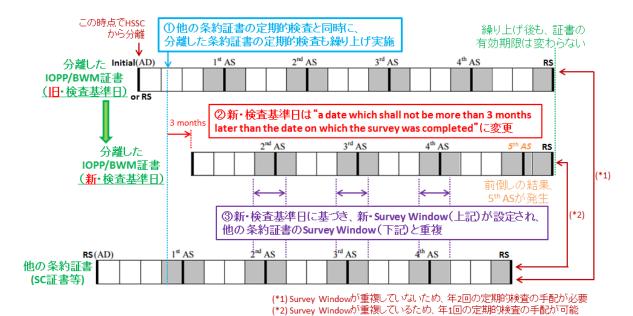


図 ケーススタディ(Survey Windows がほとんど重複していない場合)

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により 発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

なお、本 ClassNK テクニカル・インフォメーションは、定期的検査(年次検査又は中間検査)の繰り上げ実施を船主殿へ要求するものではなく、規則及び条約の規定を使った手法の1つを紹介するものです。 個船の Survey Status をご確認頂き、今後の管理船の受検計画にお役立て下さい。

(補足:略語等の説明)

IOPP 証書: International Oil Pollution Prevention Certificate BWM 証書: International Ballast Water Management Certificate

SC 証書: Cargo Ship Safety Construction Certificate

検査基準日: 証書の有効期間の満了日に相当する毎年の日をいい、証書の有効期限の満了

日を除く(Anniversary Date, "A.D.")

Survey Window: 検査基準日の前後3ヵ月以内に設定され、定期的検査の受検時期となる

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 情報センター 船級部

住所: 千葉県千葉市緑区大野台 1-8-5 (郵便番号 267-0056)

Tel.: 043-294-5784 Fax: 043-294-5449 E-mail: cld@classnk.or.jp